

● 補償プラン例

補償内容	契約タイプ	A型	B型	C型
		支払限度額・保険金額	支払限度額・保険金額	支払限度額・保険金額
賠償責任	身体障害	1名2,000万円、1事故1億円	1名3,000万円、1事故1億円	1名5,000万円、1事故1億円
	財物損壊	1事故100万円	1事故200万円	1事故500万円
賠償責任	身体・財物共通	1事故2,000万円	1事故3,000万円	1事故5,000万円
	死亡・後遺障害	100万円	200万円	200万円
生徒の傷害	入院(1日につき)	1,000円	1,500円	2,000円
	通院(1日につき)	500円	1,000円	1,000円

●賠償責任の免責金額について、塾特別約款(経営者の賠償責任)は1事故1,000円となります。塾生徒特別約款(塾生徒の賠償責任)については、免責金額の適用はありません。

※給排水管等からの水漏れ等による財物の損壊に起因する賠償損害も補償します。〔漏水補償特約(塾用)〕

● 生徒数による割引

1保険契約で生徒数が20名以上である場合には、下記割引率が適用されます。

生徒数	20名以上	50名以上	100名以上	200名以上	500名以上	1,000名以上
割引率	5%	10%	15%	20%	25%	30%

⚠️ ご注意いただきたいこと

保険料の確定精算について

この保険契約は保険期間中の見込みの平均生徒数(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)を基に算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額をご精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式のいずれかをご選択いただけます。

確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」をセット)された場合には、以下の点にご注意ください。

○この特約をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料を払い込みいただきます。

(注1) ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

○保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

○保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

○保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除された時、保険金をお支払いできない場合があります。

○保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。

(注2) 企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするとご契約には、この特約はセットできません。

○ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算は行わず、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還請求いたします。

万一、事故が発生した場合

(万一、事故が発生した場合の手続き)

・万一事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・取扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

(示談にあたって)

・塾総合保険には、保険契約者または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故にかかわる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず当社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いする場合があります。

あんしん24 受付センター

事故の 場合は

事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・取扱者または右記までご連絡ください。

0120-985024

(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)
365日・24時間受付
※おかけ間違いにご注意ください。

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

- このパンフレットは「賠償責任保険普通保険約款」「塾特別約款」「塾生徒特別約款」「漏水補償特約(塾用)」および「傷害補償特約(塾生用)」で構成された「塾総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特別約款・特約集をご用意しておりますので、代理店・取扱者または当社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・取扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込みいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合がございます)。ご契約の手続きが完了した後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、当社までご照会ください。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・保険契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがって、当社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、当社と直接ご契約いただいたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL. 03-5424-0101(大代表)

http://www.aioinissaydowa.co.jp/

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。

MS&AD INSURANCE GROUP

塾をとりまく賠償リスクや生徒のケガのリスクに備えたい方に。

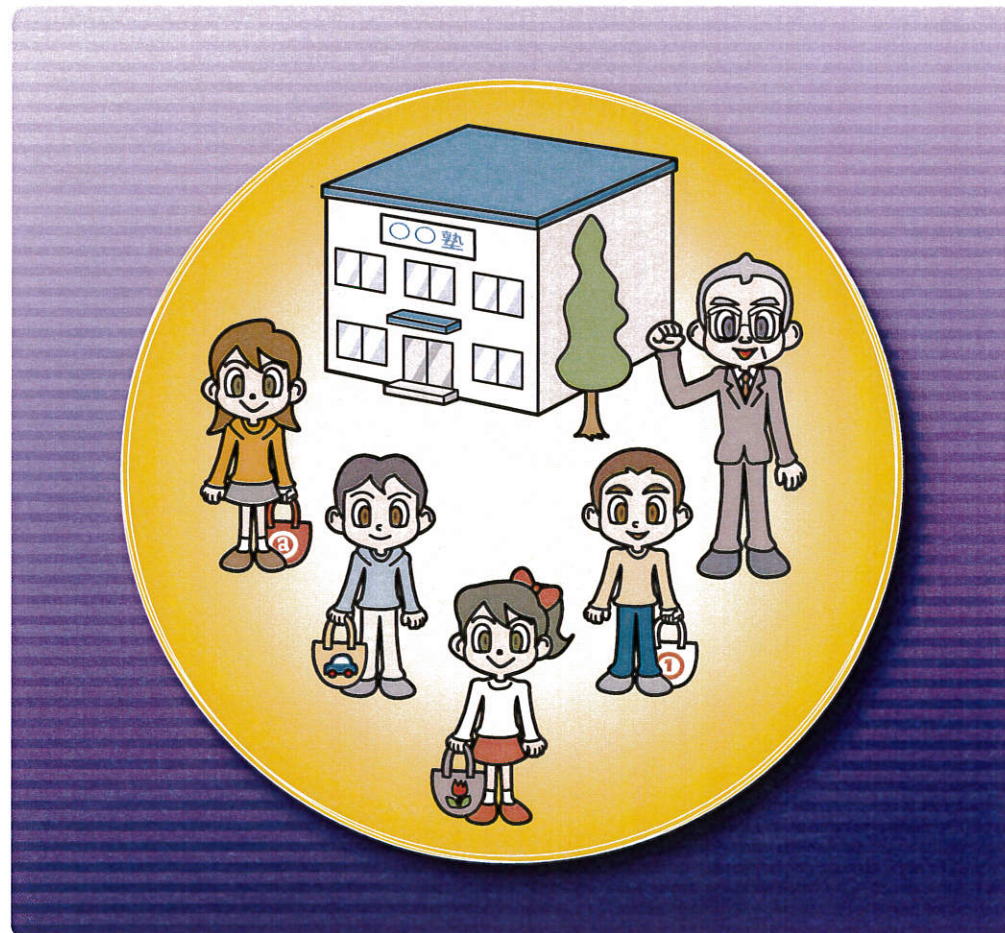
事業用

塾総合保険

平成25年10月以降保険始期用

塾総合保険

塾・塾生徒賠償責任保険



「塾総合保険」は塾をとりまくさまざまな危険から、塾経営者・生徒の皆さまをお守りします。

経営者の賠償責任

〈塾特別約款〉

次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、塾の経営者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- ▶塾の経営者が所有、使用または管理する塾の施設または設備に起因する偶然な事故
- ▶塾の業務遂行（生徒の指導、監督など）に起因する偶然な事故



●イスの足が折れ生徒が倒れる
机で頭部を打ってケガをした

生徒の賠償責任

〈塾生徒特別約款〉

塾の管理下^{※1}において発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、塾の生徒（または法定の監督義務者）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



●生徒が教室で誤ってシコースを
こぼし、隣の手の洋服を汚してし
まった

生徒の傷害

〈傷害補償特約（塾生徒用）〉

塾の生徒が次の事故によってケガをした場合に補償します。

- ▶塾の管理下^{※1}での急激かつ偶然な外来の事故
- ▶塾との往復途上^{※2}での急激かつ偶然な外来の事故



●授業終了後生徒が機室し
ようとして階段から落ちて
ケガをした

※1「塾の管理下」とは

- ①塾の授業に出席している間（休憩時間を含みます）
- ②塾の授業開始前または授業終了後に塾の施設内にいる間
- ③塾が主催または共催する模擬試験、合宿、保護者会等の行事に参加している間

※2「塾との往復途上」とは

- ①自宅または学校から塾の管理下に入るまでの間
- ②塾の管理下を離れて帰宅するまでの間
- （注）通常の経路を著しく逸脱した場合を除きます。

●対象となる塾：主として未成年者を対象とし、学習、珠算、書道、外国語、華道、茶道、ピアノ、絵画等を指導する私的教育機関で保険証券に記載されたものをいいます。

ただし、次のものは対象となりません。

- ①野球、水泳、スキー、テニスなどスポーツを指導するもの^{※3}
- ②専ら小学校就学の始期に達するまでの乳幼児を対象とするもの
- ③主な指導方法が通信教育によるもの
- ④学校教育法の学校、専修学校および各種学校^{※4}

※3 ジャズダンス、エアロビクス、ヨガ、社交ダンス、バレエ、日舞、バトン教室は対象となります。

※4 専修学校、各種学校として認定されていない予備校はこの保険の対象となります。

お支払いする保険金の額

（詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください）

◆賠償責任（賠償責任保険普通保険約款、塾特別約款および塾生徒特別約款）

【お支払いの対象となる損害の範囲】

①損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

②損害防止費用

対人：対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用をお支払いします。

③権利保全行使費用

対人：対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用をお支払いします。

④緊急措置費用

対人：対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、搬送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用をお支払いします。

⑤協力費用

当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用をお支払いします。

⑥訴訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をお支払いします。

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

$$\text{保険金の額} = \text{①損害賠償金} + \text{②損害防止費用} + \text{③権利保全行使費用} - \text{基本契約の免責金額（自己負担額）}$$

④緊急措置費用

◆傷害事故（傷害補償特約（塾生徒用））

- ①死亡保険金／事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、保険証券に記載された死亡後遺障害保険金額の全額（既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、その金額を差し引いた残額とします）をお支払いします。
- ②後遺障害保険金／事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ合算して保険証券に記載された死亡後遺障害保険金額が限度となります。
- ③入院保険金／傷害を被った結果、入院（自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること）をいいます。なお、治療とは医師が必要と認め、医師が行う治療をいいます。された場合に、入院の日数に対して、保険証券に記載された入院保険金日額を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を限度とし、180日以内の入院に限りします。
- ④通院保険金／傷害を被った結果、通院（病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。通院しない場合においても、骨折、脱臼、軟部損傷等のケガを被った特定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします）された場合に、通院の日数に対して、保険証券に記載された通院保険金日額を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて90日を限度とし、180日以内の通院に限りします。

保険金をお支払いできない主な場合

（詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください）

〈賠償責任共通〉

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任

〈塾経営者の賠償責任〉

- 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 次のいずれかに該当する物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ア、航空機 イ、昇降機（小荷物専用昇降機を除きます）
 - ウ、自動車または原動機付自転車
 - エ、施設外における船、車両（原動力が専ら人力である場合を除きます）または動物
- 塾の指導または助言の結果に起因して、塾の生徒が塾の管理下

〈塾の生徒の賠償責任〉

- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 塾の生徒の能力または技術が向上しないことに起因する損害賠償責任

〈塾の生徒の賠償責任〉

- 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

〈塾の生徒の傷害事故〉

- 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 頭部症候群（いわゆる「むちうち症」）をいいます）または浸痛その他の症状で医学的見解（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等）により認められる異常所見をいいます）のないもの など